

総合評価制度の留意点について

※本資料は電子入札を前提に作成しています。
WTO対象工事には一部対応していませんので
ご注意ください。

土木部建築課

県の組織改編

これまで建築課及び住宅課で建築関係の工事を発注していましたが、H30年度に建築関係課の組織改訂があり、建築関係の工事は新設された「**営繕課**」から発注することとしています。

※H30年度建築関係組織改編

○H29工事発注体制

建築課	営繕班（建築関係）
	設備班（設備関係）
	造成班（土木関係）
住宅課	建設班（公営住宅関係）



○H30工事発注体制

営繕課	営繕班（建築関係）
	設備班（設備関係）
	造成班（土木関係）
	公営住宅建設班 （公営住宅関係）

申請書等の提出

提出書類は、一般競争参加資格の確認に必要な書類（電子入札システムにより申請（WTO以外））と、総合評価に必要な技術資料（持参又は郵送）が必要です。

H28年度に、技術資料の提出を行っていましたが、電子入札システムでの申請を行っておらず、入札に参加できなかった事例が発生しました。

※県では公平を期すために、受付時に電子入札での申請状況確認及び必要書類の有無等の確認は一切行いませんので、確実な申請をお願いします。

公告例（簡易型） ※必ず各案件ごとに確認のこと

<p>【申請について】 申請書等及び技術資料の 提出期間、場所及び方法</p>	<p>【申請期間】 平成29年1月20日(金曜日)から 平成29年2月3日(金曜日)まで</p>	<ul style="list-style-type: none">・申請書等 電子入札システムによる・技術資料 5の入札・契約担当部局に 持参又は郵送（一般書留郵便 又は簡易書留郵便に限る。提 出期限内必着。）による
---	--	--

一般競争参加資格の留意事項

1. 必要書類の確認（電子入札システム）

（下記は例であるので、必ず案件ごとに公告・共通事項書で確認）

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 委任状（JVの場合）
- ③ JV協定書（JVの場合）
- ④ 建設業許可書
- ⑤ 総合評定値通知書
- ⑥ 同種工事の施工実績表
（上記実績を証明する資料）
- ⑦ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表
（上記を証明する資料）



留意事項

- 必ず最新版の様式を使用すること。
- **JV**の場合、④～⑦は全社分（その他構成員に⑥を求めている場合、⑥は代表のみ）
- ⑥、⑦の実績を証明する資料については特に留意（次項）

一般競争参加資格の留意事項

2. H29以前の事例から

下記事例はH29以前に起こったもので、ほとんどの場合参加資格なしと判断されています。

① 必要書類の不足（電子入札システム）

前項で掲げた書類の他、特に下記に留意を
建築関連の一般競争入札参加資格では、工事実績・工事経験として民間
工事も許容しています。

実績が公共工事であれば参加資格の証明がほぼコリンズで賄えますが、
民間工事の場合、全てを証明する資料が必要です。

<例>

- | | | |
|-----------------|---|-------------|
| ・工事を請け負った証明 | → | 工事契約書 |
| ・完成年度の証明 | → | 工事契約書、検査済証等 |
| ・建物構造、規模等の証明 | → | 図面、検査済証等 |
| ・建物用途の証明 | → | 図面、検査済証等 |
| ・監理技術者として従事した証明 | → | 施主からの証明等 |

※一般競争入札の参加資格の確認に必要な書類と総合評価の技術資料で一部重複する資料（技術者の資格等）がありますが、必ず双方に添付してください。

一般競争参加資格の留意事項

2. H29以前の事例から（つづき）

② 旧様式での申請

前回の工事の申請に作成した様式を修正して提出されたと思われます。
必ず、最新様式をダウンロードして使用してください。

③ 公告で掲げた期間外を基準日とした、総合評定値通知書の提出

経営審査事項の審査基準日は、原則として公告の属する年度の前々年の
7月1日～前年の6月30日です。

必ずしも最新のものではありませんので、公告をよく確認してください。

<例>

・平成30年1月（H29年度）公告

→基準日：平成27年7月1日～平成28年6月30日

④ 提出書類が不鮮明（内容が読み取れない）

特に監理技術者証、講習会受講証等については、コピーやスキャンを繰り返すので不鮮明になりやすいです。

必ず、提出書類が読み取れるか確認してください。

一般競争参加資格の留意事項

3. 解体工事の留意事項

施工実績について

(総合的な企画・指導・調整が必要な)大型建築物の解体工事は、工種としては「建築一式工事」で発注しますが、参加資格としての施工実績は「建築物の解体工事」の実績を求めることを予定しています。

施工実績については民間工事の実績も認める方向で検討していますので、民間工事で申請をされる場合は、全てを証明する書類が必要ですので注意してください。

(詳細は、P5の「一般競争参加資格の留意事項」を参照)

※特に建替え工事等で、建築工事と解体工事を一括して請け負った場合は、コリンスでも解体工事の詳細が分からないケースがあり得ますので、その場合は必ず「解体時期」、「解体建築物の構造規模」等がわかる資料を添付してください。(公告で求める参加資格を証明できる書類)

総合評価の留意事項

1. 総合評価の類型 (WTO対象工事以外)

建築関係工事（設備工事・解体工事を含む）は、下記の4つの方式のいずれかで発注しています。

- ① 簡易型
技術提案（4点）＋配置予定技術者（6点）＋企業の施工能力（10点）
- ② 特別簡易型（建築一式工事）
施工計画（2点）＋配置予定技術者（3点）＋企業の施工能力（5点）
- ③ 特別簡易型（建築一式工事以外）
配置予定技術者（3点）＋企業の施工能力（7点）
- ④ 担い手育成型
施工計画（4点）＋配置予定技術者（1.4点）＋企業の施工能力（4.6点）

総合評価の留意事項

2. 技術提案と施工計画

① 技術提案

技術提案は、「評価項目」、「評価内容」に合致する内容（最低1項目は各着目点に合致）で、目的・手法・効果全てが明確でないと評価できません。

<評価できなかった主な事例（基本的なものを除く）>

- 設計図書に記載がある提案

※設計図書は、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面、標準仕様書等であり、当然やるべきこと（契約事項）であるため。

- 手法又は効果の詳細が不明な提案

※曖昧な表現（十分な・・・確保する等）、具体的な部位や期間等が不明な場合など

※便利な機器を使用する等の手法で、効果の詳細な説明が無い場合

- 計画変更が必要な提案

※提案により、構造計算のやり直し等、計画通知の計画変更が必要となる場合

- 着目点と効果が相違している提案

※「評価項目」、「評価内容」には効果が合致しているが、着目点と相違している場合

総合評価の留意事項

2. 技術提案と施工計画（つづき）

① 技術提案（つづき）

以前は評価していましたが、昨年度より下記項目については「普通評価」としているので注意してください。

0点(普通)評価の整理表

工 種		評価しない提案内容	判 定	備考(理由)
共通	共通(コンクリート工)	単位水量の測定	標準的項目	共通仕様書掲載予定 (基準以上の設定は効果が小さい)
	共通(コンクリート工)	コンクリート打設時間の短縮	標準的項目	共通仕様書(5-6-4) (基準以上の設定は効果が小さい)
	共通(コンクリート工)	コンクリート打設時の再振動	標準的項目	
	共通(環境)	掘削作業中の散水作業(機械散水含む)	標準的項目	
陸上工事	建築	コンクリート養生期間中の作業中止期間の延長	標準的項目	公共建築工事標準仕様書(6.7.3)に記載 (仕様以上の作業中止期間の延長は、効果が小さい)
	土木・建築	ノロ止めテープの使用	標準的項目	

総合評価の留意事項

2. 技術提案と施工計画（つづき）

② 施工計画

施工計画は技術提案と違い当然行うべき内容を求めており、行ってはいけない内容や着目点と相違している内容の場合、評価していません。

<評価できなかった主な事例>

- 着目点と相違してる提案

※「工事区域内の〇〇」について求めたにもかかわらず、「工事区域外の〇〇」についての内容であった場合など。

総合評価の留意事項

3. 配置予定技術者について

① 施工実績

同種工事・類似工事の実績は、建築一式工事においては、ほとんどの場合民間工事の実績も認めています。

民間工事で申請をされる場合は、全てを証明する書類が必要ですので注意してください。（詳細は、P5の「一般競争参加資格の留意事項」を参照）

総合評価の留意事項

3-1. 配置予定技術者について（解体工事）

① 施工実績

同種工事・類似工事の実績は、建築一式工事で発注した場合でも解体工事の実績を求めることとしており、民間工事の実績も認める予定です。

民間工事で申請をされる場合は、全てを証明する書類が必要ですので注意してください。（詳細は、P5の「一般競争参加資格の留意事項」を参照）

② 成績評定 ③表彰

建築一式工事で発注した場合、建築一式工事又は解体工事の成績評定のいずれか（申請された方）で評価します。

※必ず、いずれかの工種（建築一式工事又は解体工事）で提出を。

また表彰についても同様です。

総合評価の留意事項

4. 企業の施工能力について

① 施工実績

配置予定技術者と同様、同種工事・類似工事の実績は、建築一式工事においては、ほとんどの場合、民間工事の実績も認めています。

民間工事で申請をされる場合は、全てを証明する書類が必要ですので注意してください。（詳細は、P5の「一般競争参加資格の留意事項」を参照）

② 工事成績評価 ③ 施工実績件数

H30年度より、工事成績一覧表及び工事成績評価の写しを提出していただきます。

対象は、公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った5年間になります。

<例>

- ・平成30年10月（H30年度）公告

→対象工事：平成24年10月1日～平成29年9月30日

総合評価の留意事項

4. 企業の施工能力について（解体工事の特記）

① 施工実績

配置予定技術者と同じく、建築一式工事で発注した場合でも解体工事の実績を求めることとしています。

P7の「一般競争参加資格の留意事項」を参照してください。

② 成績評定 ③施工実績件数

建築一式工事で発注した場合、建築一式工事又は解体工事の成績評定のいずれか（申請された方）で評価します。

※必ず、いずれかの工種（建築一式工事又は解体工事）で提出を。

また施工実績件数については、成績評定で申請された工種で評価します。

<例>

成績評定：解体工事 → 施工実績件数：建築一式工事（評価しない）

成績評定：解体工事 → 施工実績件数：解体工事（評価する）

総合評価の留意事項

4. 企業の施工能力について（つづき）

④ 基幹技能者の配置

過去の事例で、記載漏れがありましたので、よく確認してください。

⑤ 管内の施工実績

建築関係では、県発注工事だけでなく「公共工事」を対象としています。

「公共工事」の定義は、公告に記載していますのでよく確認してください。

特に「特殊法人等」及び「以前は県の組織であったが法人化した組織」

（県立大学、元県立病院等）には、注意をお願いします。

※ただし、法人化される前に土木部建築課より発注したものは実績として認めます。

<過去の事例>

「公共工事適化法」の第2条第2項に規定する特殊法人等に該当しない特殊法人発注の工事で申請していた。

総合評価の留意事項

4. 企業の施工能力について（つづき）

⑥ 社会貢献活動A

管内の社会貢献活動が対象です。

過去の事例で、管外の社会貢献活動で申請されたものがありました。

また、社会貢献活動の「（清掃・美化）作業終了届」については、当該国、地方公共団体の受付印があるものの写しを提出してください。

特に平成27年度以降の「作業終了届」に受付印がないものは、評価しませんので、ご注意ください。

⑦ 社会貢献活動B

消防団員及び住宅フェアは、管内が対象です。

※ただし住宅フェアについては、**H29**年度佐世保市におけるスーパーハウ

ジングに参加した方は、管外であってもH30年度は評価します。

現場実習（インターンシップ）は、県内が対象です。

⑧ 労務賃金の支払い ⑪ 下請け次数の制限

過去の事例で、記載漏れがありましたので、よく確認してください。

留意事項

5. 最後に

建築工事は土木工事に比べ発注件数が少ないため、資料を作成する機会が少ないのが現状です。

特に、下記に留意して資料作成をお願いします。

① 公告内容の確認

必ず、案件ごとに公告内容を確認して、資料を作成してください。
特に、「技術資料作成要領」に留意をお願いします。

② 共通事項書、様式等の確認

必ず、最新の共通事項書、様式等を確認して、資料を作成してください。
特に、年度替わりの1番目の入札については、内容が変わっている可能性があります。

③ 提出書類の確認

必ず、提出書類に不足が無いか、また文字が判読できるか確認して提出してください。